

## 第12回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価官室

1. 日 時：平成16年8月4日（水）10:00～12:00
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、朝倉委員長代理、雨宮委員、飯田委員、伊集院委員、大河内委員、小野委員、出塚委員、東海委員、長倉委員、外園委員、山本委員

### 4. 議事次第

- (1) 「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告について
- (2) 中期目標期間終了時見直しの前倒しについて
- (3) 国立公文書館の中期目標期間における仮評価及び事務及び事業に関する見解等について
- (4) 駐留軍等労働者労務管理機構の事務及び事業に関する見解等について
- (5) 北方領土問題対策協会の長期借入金・償還計画について

### 5. 議 事

**大森委員長** それでは、おそろいでございますので、第12回の評価委員会を開かせていただきます。殊のほか暑い中を御参集いただきまして、ありがとうございます。よろしく願いいたします。本日の委員会、評価委員会令の定足数の要件を充たしておりますので、有効に成立してございます。

最初に7月1日付で内閣府の人事異動がございまして、政策評価審議官に中藤泉氏が発令されましたので、一言ごあいさついただきます。

**中藤政策評価審議官** おはようございます。7月1日付で内閣府の大臣官房政策評価審議官を拝命しました中藤でございます。大森委員長始め、委員の先生方におかれましては非常に御多忙のところ、独法化の評価ということでいろいろ御尽力いただいておりますことに、まず感謝申し上げたいと思います。

ちょっと種々にわたって恐縮なんですけど、2001年にいわゆる中央省庁の再編がございまして、初代の企画調整課長といたしまして公文書館の独法化、あるいは評価委員会の立ち上げ等お手伝いさせていただきました。その意味で申しますと、若干里帰りしたかなという観もいたしますが、いずれにいたしましても今後ともいろいろ御面倒等おかけすることもあるかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

**大森委員長** それでは、議事に入らせていただきます。

最初に内閣官房長官の主催で「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の報告書が6月28日に出されたそうございまして、その概要につきまして川口企画調整課長から御報告いただきます。

#### 川口企画調整課長から、資料1に基づき説明

**大森委員長** ありがとうございます。何か御質問等ございましたら、しばらく承りたいと思いますけれども。

**山本委員** 御説明の中であつたかもしれませんが、この懇談会の意見書というのは、組織形態のことは触れているのでしょうか。つまり、今、独立行政法人ですけれども、より直営にすべきだというようなことまで考えておられるのか、あるいは、そういうことについては特に。

**川口企画調整課長** 懇談会は組織形態について意見は、若干議論はございましたが、まとまった意見はございません。意見の集約には別に、特に何人かの御意見はございましたが、報告書にとりまとめるまでには至っておりませんで、一切報告書では触れておりません。組織形態については触れておりません。

**山本委員** そうですか。

**大森委員長** よろしゅうございましょうか。ほかの方。どうぞ。

**飯田委員** 懇談会の報告では、公文書館の意義とかそういう理論的なことは非常によく書かれているので大変参考になったんですけれども、やはり公文書館そのものをどう位置づけたり、運営していくのかというふうなことが余り触れられていないんです。確かに、高い地位を与えるべきだとか、あるいは、アーキビストを育てる体制を整備すべきだとか、そういうことは書かれているんですけれども、公文書館そのもののありようには余り深い検討はされていなかったのかなというふうに感じがします。

その点で、先ほどちょっと触れられた民営化をすべきだという御意見がある一方で、ここに配られた読売新聞の朝刊の社説を見ると、逆に今度はこれは政府が直接やるべき事業だと。つまり、国立公文書館を独立行政法人から元に戻して、新たな権限を与えることをすべきだというようなことが書いてあるんです。これは非常に面白いことで、懇談会の報告書でも各お役所が移管すべき文書の基準をみんな自分たちで考えていて全然進まない。これは、もうもっと高い位置から内閣府がやるべきだというようなことを書いてありますけれども、同じようなことをやはり読売新聞も書いているので、この辺はどんなふうな議論があつたのかちょっとお知らせしていただきたいと思えます。

大森委員長 どなたか御存知の方は。

川口企画調整課長 私の方でちょっと補足。

大森委員長 おわकारの点。

川口企画調整課長 懇談会の範囲内で先ほどの御質問を補足することになりますが、諸外国については、勉強としまして、懇談会では国立公文書館、これは1ページの「はじめに」にございますが、「国立公文書館を国家存立の基本的な機能であると理解して制度が整備され、運用がなされている」と。例えば、米国ですと、先ほど第8代合衆国アーキビストというふうに言っておりますが、国立公文書館長ではなくて合衆国アーキビストという人を大統領が直接任命すると。上院がそれを承認して、そういう人が、これは5ページに出ている人ですが、そういう人が選ばれて、その人の責任の下で国立公文書館が全米、連邦だけで2,500人の人を使って公文書という制度を運用していくということをしていると。そういう勉強はいたしました。

ただ、それから中間書庫のところでは、これは本来中間書庫は専門性を考えますと、公文書館の方に設置すべきではないかという議論もございました。一方、この報告書はできるだけ具体的な、組織論よりも実際に公文書館に置くということを先に優先してしまうと、中間書庫というものができなくなってしまう可能性があるということで、中間書庫の制度を早く発足させるということをむしろ優先するという意見も先生方の中にも多くて、組織をどこに置くかということはそれほどむしろ踏み込むことによって、制約になるということを恐れるというような感じでございましたが、その段階で内閣府に置くと。現行法を前提とすれば、現行法を改正しなくても内閣府に早く置くのではないかというような議論もございまして、割とプラクティカルな結論になっているということでございます。

読売の社説については、報告書に直接触れられていない組織論まで踏み込んで御提言をされているものというふうに理解をしております。

大森委員長 ということだそうです。

飯田委員 なるほど。

大森委員長 よろしいでございましょうか。ほかにございますでしょうか。

これは、国の方でこれを受けて何か取り組むことになるんですか。早急に何か。

川口企画調整課長 これを受けまして、今、懇談会の報告書の中身についてそれぞれ内閣府がやるのか、公文書館がやるのかと、仕分けですとか、作業スケジュールというものを考えて、来年度要求にまず何を要求するかというようなことを考えております。その中で、例えば、中間書庫の問

題ですと、システムをどうつくっていくかという各省との間での協議という問題がございます。これは、また移管基準という問題もでございます。移管基準ですとか、どういうものを中間書庫に入れるのかという各省協議のようなものはできれば今年中にも各省との間でこの報告書に沿った取り決めをしたいというふうに思っております、それから司法部、立法府への働きかけも何とか少しずつ始めたいというふうに思っております。

ただ、中間書庫のハコモノをつくっていくという話になりますと、相当時間がずれて、今年直ちに着手したとしても数年かかる話になるのではないかと考えておられて、これを受けた具体的な作業スケジュールづくりを今しているということで、具体的な着手についてはこの秋、あるいは来年度から実施できるものは実施していくということで考えております。

**大森委員長** ありがとうございます。

今の話題は、この国立公文書館につきましては、中期目標期間が終了するものですから、いずれにいたしましてもこの段階で国立公文書館については、私どもの評価委員会としては見直しについてどういうふうにものを言うかということと関係が出てまいりますので、後ほどこれについてお諮り申し上げます。

次に行ってよろしゅうございましょうか。

本来、今、申し上げましたように中期目標期間が終了する法人について、見直しについて評価委員会が何かものを言うことになっているんですけども、政府の方で期間が終了する前に、1年前に前倒して検討せよということがにわかに出てまいりました。まず、その事情について武川政策評価官から御説明いただいた後、2つについて今日はお諮り申し上げたいと思います。それでは、ちょっと状況説明をお願いします。

#### **武川政策評価官から、資料2・3に基づき説明**

資料の説明は以上なんでございますけれども、議題の3と4を少々先回りして恐縮なんでしょうが、今、御説明したものに対する対応が国立公文書館分科会と駐留軍等労働者労務管理機構の分科会で異なっておりますので、先に一言付言いたしたいと思います。

国立公文書館につきましては、法律上中期目標期間終了時に評価を行うということが、決まっておりますけれども、今回終了前ではあります、今年の夏に仮に3か年度評価という形で行ってみると。同時にその評価を基に組織と事業の抜本見直しについての意見を評価委員会として述べるという形を取っておられます。今年2月の評価委員会でそうするようにということが決定されましたので、そのとおりに実施したということでございます。それに加えて、このアンケートに対しては

様式に沿って見解をまとめたという形になっております。(資料5)

一方の駐留軍等労働者労務管理機構につきましては、発足後2年余りしか経っておりませんので、中期目標期間終了後の評価を仮にやってみるという形はとっておられませんで、アンケートがきたということもありますので、それに答えるというような形式でもって意見をまとめられたという形になっております。(資料6)

ちょっと先回りいたしましたけれども、御説明は以上でございます。

**大森委員長** ありがとうございます。今の説明に何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。今、お聞き取りいただきましたように、私どもの委員会としては2つについて意見をとりまとめなければなりませんで、基本的にいうと両法人に関係しているものでございますので、各分科会の方で検討をさせていただいているものを本日御報告いただきまして、評価委員会、親委員会全体としてはこういうふうにしようということを御決定いただくということになります。

それでは、最初に国立公文書館の方からお願い申し上げますか。外園分科会長から全体の御説明いただいた後、必要があれば事務局からもお願いします。

**外園委員** 国立公文書館の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに当たっては、去る2月23日に開催いたしました評価委員会において中期目標期間の仮評価ということで、13年度から15年度に関わる業務実績についての評価を行うということが決定されました。その原案については、年度評価とともに分科会で作成するというようになっておりました。国立公文書館分科会においては、7月13日、7月29日の2回にわたり会議を開催し、15年度評価とともに3年度間の業務実績を踏まえた仮評価について審議し、資料4のとおり仮評価表の案としてとりまとめました。仮評価表案につきましては、各評価項目ごとの評価に加え、最後に委員会としての主要事務事業や組織の在り方についての意見としてとりまとめております。

また、審議の途中において、先ほど事務局から説明がありましたように、総務省審議会から意見照会がありましたので、資料5のように委員会としての見解を案としてとりまとめました。両案の内容については事務局から説明させていただきます。お願いいたします。

**武川政策評価官** それでは、まず資料4につきまして御説明いたします。読み上げさせていただきます。読み上げ部分は、3か年の評価をまとめたところ以外に、現在の組織ですとか事業の在り方について問題意識を提示したところに限って読み上げさせていただきたいと思います。

**武川政策評価官**から資料4のうち、以下の箇所を朗読。

「Ⅰ．中期目標の項目別評価」「Ⅱ．国民に対して提供するサービスその他の業務の室の向上に関する事項」「(1) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置」「④受入れのための適切な措置」

「Ⅲ．予算、短期借入金、剰余金に関する事項」「④ その他」

「Ⅳ．人事に関する事項」

「 主要事務事業や組織の在り方についての意見」

資料4は以上でございます。

では、資料5でございます。これはアンケートに対する回答をまとめたものでございます。基本的に特記するところだけ書いておりますけれども、基本的には資料4に書かれた認識が当てはまるところに書かれていると。そういう状態になっております。

#### 武川政策評価官から資料5に基づき説明

**大森委員長** ありがとうございます。相当重要な内容が含まれておりますので、しばらく質疑をさせていただきたいと思っております。基本は、資料4の方を受けまして、こういう形式で、まず私どもの評価委員会の所見を聞かれていまして、これについて本日一応の結論を見ますと、内閣府の方としてはそれを参考にしながら内閣府の見解を示して、総務省の方へ出すという、そういう手順になるものというふうにお聞きしておりますので、まず何よりも評価委員会全体としてこういう、何か分科会で一応検討してきたことの内容でございますので、形としては親委員会がこれを了承するというか、決定するということになるものですから、少し各委員の御意見を聞かせていただきたいと思っております。どうぞ。

**朝倉委員長代理** 意見というか質問したいんですが、外園分科会長。

**外園委員** はい。

**朝倉委員長代理** 公の文書表現としてはこんなものかなと思うんですが、私なんかには、要するに、これはお国にお返ししなさいというふうに読めるわけです。そういう前例はございませんけれども、私も実は以前からそう思っていて、どうもこれはもともと独法になじまない性格の機関を独法にしてしまったと、実は個人的に思っていたこともありまして、要するに懇談会報告ではああいう場ですから、少しはっきりしないところあるけれども、分科会の議論としてはそこまできちんと踏まえた上で、あるいは統一した上でこういう書き方をしたということですか。

**外園委員** 懇談会報告というのは、私たちはたまたま出たということで、このことに関してはほとんど余り参考にしていないというか、影響を受けていないです。やはりそもそも今、朝倉委員長

代理がおっしゃいましたように、独立行政法人にすること自体がおかしいし、私たちが辞令をもらうときに前の河野事務次官ですか、見直しがあつたら思い切って言ってくれと。特に分科会で話題になりましたのは、いわゆる各省庁等からの文書の移管です。今までは、国の機関だったから直接できたんですけども、内閣府を間に挟んでお願いというか、陳情みたいな形でほとんど正確に入ってきていない。ですから、いわゆる重要な文書は全然入ってきていない。だから、ここで前例があるかないかという、これは後は内閣府がどう考えるか。それは極端に言えば私には知ったことではない。やはりずっと見てきて、今のままではこれはとんでもない。ということで分科会といたしましては、これは非常におかしい。

独立行政法人になったときにおかしいなというのは、それは観念的ですけども、なったからといって一生懸命、館の方が意識改革して頑張っておられる様子はあるんですけども、やはり諸々のこれからの公文書の記録の作成から保存までやりますと、このままではやはり非常におかしなことになるということで、分科会で相談しましてこのような文書にいたしました。

**朝倉委員長代理** 私は、前例がないというのは全然重要な問題ではなくて、これはやるべきことはきちっとやるんだと思うんですが、前例がないという言い方をしたのは多分私の新聞記者的な失言であったかと思います。

**大森委員長** ほかの方どうでしょうか。結局は国立公文書館の活動の実態と独立行政法人化した後の3年間の実績を評価してみて、何が最も重要であるかということ、要するに企画立案的な権限というか、業務と実施ということを分けるような形で今後行けば、本来、国立公文書館に託されている仕事がきちっと行えなくなると。したがって、今いろいろ組織形態については、多分いろいろ国の方がお考えになるかもしれないけれども、国立公文書館の方に権限を持たしてもらいたいと、きちっとして。そうでなければ、各省庁がきちっと相手にしないというふうになりやすいんだと、もともと。だから、きちっと権限を持たせると。この中の表記の中にも要するに企画立案ふうのことを書き込まれているんですね。現在、その権限がなくても全体の見直し作業をやってみた結果は、やはりそういうことを言わざるを得ないという書き方になっているんですね。基本はそういう書き方になっていますので、行き着くところをどうするかということは国がお決めになることですけども、ここから出てくる意味合いは組織形態で言えば、もう一度ちゃんと国の機関として改めて強化せよと。これ以上の権限を持たせて強化しない限り国立公文書館の公文書というのは、きちっと維持管理させていけないという、そういう意味合いになっていますね。

ただ、今、御質問ありましたようによく読めばそう読めるんですけども、比較的穏やかという

か、そういうふうな言い方で。今、こちらの別表の表の方にまとめてくださった方がもう少し明確なイメージを与えるかもしれませんが、もともと資料4は土台になっているかと思しますので、親委員会全体としてどういうふうに御判断されるかということで少し御意見を出していただけたらと思います。

**外園委員** ですから、ここでもう少しはっきり明確に文書を訂正すると言えば、喜んで明確化させていただきますけれども。

**朝倉委員長代理** いいですか。

**大森委員長** どうぞ。

**朝倉委員長代理** 独法の方の関係者の希望とか、あるいは役所の方、役所の方が何かもの言っ、それが後で実現しない場合にちょっと具合悪いなということで、丸めるということだけれども、この評価委員会は言うならば委員会として提言というか、それに近い評価を下すわけですから、もっとはっきり書いていいのではないのでしょうか。だって、みんなそう思っているわけでしょ。ただ、それがうまくいくかいかないかは、これはまた役所と政治といろんなものが絡む話で、ただ、我々の判断としては別ではないのでしょうか。というのが、私の意見です。

**大森委員長** ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。ほかの分科会へも微妙に影響を及ぼすような。分科会長の先生方も含めまして、御意見を。どうぞ。

**大河内委員** 私の素人の考えですけれども、特にここでの検討を発表すればいいわけで、何かこれを読んだ感じでは、すごく由々しいことが起きているというふうですから、遠慮する必要はないのではないかと思います。

**大森委員長** ほかの皆さん方がいかがでしょうか。親委員会、本日の御決定としては、一応資料4に基づきまして、資料5がつくられておりまして、文書もいろいろ勘案して下さっているんですけれども、今のような御意見でもうちょっと明確に言い切つてよろしいということになると、ここに出ている案を修正したものを出すということになると思うんです。その場合は、本日細かい文書まで決定できませんので、私と外園分科会長の方へ御一任いただくような手配になるんですけれども、それを含めて少しそういうふうにしてよろしいかどうかということをお決めいただければと思いますけれども。

**小野委員** 今まで国がやっていたわけです。この国際比較の表がございませう。長いことやっていて日本は大変人数なんか少なく、配置させていないと。そういう現状を踏まえまして、やはり仮に国に戻すという方針にあったとしても、やはり国がよほどちゃんと本腰を入れてやってくれるよ

うに、要求と言いますか、希望を付けないといけないと思うんです。それは、是非そういうふうな方向でお願いしたいと思います。

**大森委員長** 資料5の2ページに「政府部内でようやく高まった」。だから、これも非常に穏当な言い方になって、遅きに失してきたけれども、ようやくこのことに気が付いたことはよろしいというぐらいの意味合いで書いた方がいいのではないのでしょうか。だから、評価委員会としては国立公文書館の活動実態について一応3年間見てまいりましたので、私どものある意見というか、自分でそういうことを言うてはいけませんけれども、ある見識を示すべきですね。きちっと言って、その上で国がどうされるかは国がお決めになることだというふうにしたらどうかと思っていますので、そうしますとちょっと外園分科会長と御相談をして少し文章上のことについて、これでよろしければこれですけれども、今の御意見だともう少し明確に表現できるところは明確化した方がよろしいというような御意見でございますので、そういうふうにして承りお任せいただいてよろしゅうございましょうか。

**朝倉委員長代理** お願いします。

**大森委員長** 外園分科会長、よろしゅうございましょうか。

**外園委員** 先ほど朝倉委員長代理もおっしゃいましたように、本当はもっと書きたかったんですけれども、やはり内閣府の事務の方もいらっしゃいますし、それから政府としてやったばかりのものをやったらどうかというの、若干、若干ではなくものすごく大きな遠慮がありました。実際、公文書館というのは一生懸命やられているし、館長は各府省の事務次官の方に会うとは言うけれども、私に言わせれば陳情なんです。もう、ただ単に個人的な関係でやはりこれはいけないということが、今日の各委員の御意見は非常に私としては、中藤政策評価審議官、武川政策評価官はどう思われるか知りませんが、私は非常にありがたく承っております。

**大森委員長** 私どもが気にすることではないんですけれども、はなから独法という仕組みを導入して3年間やってみて、そのうち少なくともここから出てくる1つについては、もう一度根本から考え直すということを行うわけですから、やはりそれは非常に大きい意見になるんですね。こちらとしては、ですから、この議論で見直すということを政府がおやりになるということは、あまたある独法についてもそういう観点で今後ものが言いうるという道を開くことにもなるものですから、その意味で言えばしっかりした根拠を持って言い放つということが必要だと思うんです。一応、今日、意見したところはそういうふうには検討されて言われていると思うんですけれども、言うならば言い貫けるような話になっていないと内閣府の方でもお困りになるのではないかと思いますので、

もう一度、外園分科会長と文章等を点検させていただいて、そういう方向でお示しするというようにさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

**大森委員長** それでは、そうさせていただきます。

それでは、次は同じように見直し作業を前倒ししてやらなければいけません。駐留軍等労働者労務管理機構と長うございますので、以下便宜上「機構」というふうに略させて議論させていただきます。

それでは、機構の方について御説明いただきます。

**小野委員** 先ほど、武川政策評価官から御説明がありましたように、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構は1年前倒しで見直しをするかどうかの検討対象になっておりまして、主務大臣は評価委員会の意見を聞いて8月末までに見直し素案を作成し、9月30日までに最終的に見直しの前倒しをする法人が選定されると。こういうようなスケジュールになっております。

この機構の分科会は、7月12日及び同月26日の2回にわたりまして開催され、15年度の実績評価と併せて、機構の組織、業務全般の見直しについて審議を行いました。審議は、昨年7月に決定された独立行政法人の主要な事務及び業務の改廃に関する勧告の取り組みの方針にある共通の視点に基づき検討を行い、結果を資料6のとおりとりまとめておりますので分科会の事務局の方から読み上げていただきたいと思っております。

**大森委員長** お願いします。

**佐藤防衛施設庁業務企画課長から、資料6に基づき説明**

**小野委員** ありがとうございます。要するに機構分科会ではこういうふうを考えおります。

以上でございますが、審議のほどよろしく願いいたします。

**大森委員長** ありがとうございます。それでは、何か御質問等ございますか。お願いします。

この素案でいくと、一番下は見直し時期についてはこう考えるけれども、前倒しで何か言っていると言われてるので、前倒しに関する上のような主要項目については、現在こういう意見だという趣旨でございますね。

**佐藤防衛施設庁業務企画課長** はい。

**大森委員長** 何かございますでしょうか。

これは、先ほどの資料、国立公文書館の資料5のような、こういう長い紙がいっぱいあって、そのうちこの項目に書き込む。そういう話ですね。そうすると、資料5で言うと、全部で13枚あるん

だけれども、13枚のうち評価委員会としての書き込む項目は5つでいいと。そういうことでしょうか。ほぼそういうことでいいのかな。すべて書く必要はないんですけども、ちょっと寂しいなど。先ほど資料5を検討したものですから、何か書かなくてもわかっていることかなと思ったり。その辺は大丈夫でございましょうかね。防衛施設庁の方もそれでよろしい。

**永井防衛施設庁労務調査官** 先般の分科会の方で御審議いただいた際は、今の資料5で言えば大項目のところで集約して、結局2年間だけの実績とか、そういうことを考えれば全体で評価をいただいたという理解をしていますので、こういう形でよろしいのではないかと思います。

**大森委員長** どうぞ。

**東海委員** 分科会の委員として一言発言させていただきますと、やはりこの問題は現在、日米安保があり、そしてまた地位協定が存続をしておいて、労務管理のサービスの提供をしていかなければならないという厳然たる、まさにこれは国のやらなければならない事務を、これを労務管理部分だけ抜き出してきて独立行政法人にしたという経緯があるわけでございます。したがって、現在、中期目標の達成に向けて独立行政法人としての目標としては、私はかなり効率化に対しての大きな成果を上げつつあるというふうに思います。

しかしながら、これを前倒しの対象にして組織形態を云々するという時期にはまだないわけですし、しっかりと第1期の中期目標の結果を踏まえて議論をすべきことであるので、したがってそういうことが前倒しの対象でないという結論が見える報告書であればよいというふうに思います。評価委員会といたしましては。したがって、各項目をいろいろ書き出しますと、今度よけいな意見がその中に盛り込まれてしまって、誠にシンプルな前倒しの対象ではないという視点がぼけてしまうので、私はこの程度でよろしいのではないかという気がいたしております。

以上でございます。

**大森委員長** わかりました。ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、機構に関しましては資料6にございますような形で本委員会としても決定させていただくということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

**大森委員長** では、そういうふうにさせていただきます。ありがとうございました。分科会の方もありがとうございました。

それでは、次は北方領土問題対策協会。これも便宜上「協会」というふうに略称させていただきます

ますけれども、これにつきましては長期の借入金の償還計画につきまして、規定に基づきまして、総理大臣の許可に当たっては、委員会の意見を聞くことになっておるものですから、本日理事から説明をしていただくことになっております。

それでは、資料7に即しまして、この問題について御説明いただいて議論いたしたいと思えます。では、よろしくお願ひいたします。

**長尾北方領土問題対策協会専務理事**（以下「長尾専務理事」） 北方領土問題対策協会の長尾でございます。それでは、座って説明をさせていただきます。

今日ご審議をお願いいたしますのは、16年度の事業年度の長期借入金についてでございます。既に御承知のとおり、長期借入金につきましては、北方領土問題対策協会法の規定によりまして主務大臣の認可が必要でございますので。その際、評価委員会の御意見をお聞きするというところでございます。

**長尾専務理事**から、資料7に基づき説明

**大森委員長** ありがとうございます。以上だそうでございますけれども、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

どうぞ。

**出塚委員** ちょっとお伺いしたいんですけども、借入金の利率なんですが、農林債の利率プラス0.5が1.15という。あるいは、北洋銀行は定期預金利息にプラス0.5で0.53という話なので、実質的には同じ利率になるということですね。

**長尾専務理事** そうということです。オンする部分がですね。

**出塚委員** ですから、どこから借りても同じだと。

**長尾専務理事** 今のルールでいけば、そういうことでやってございます。

**出塚委員** それから、ちょっとこれは必要ないのかもしれないけれども、借入金の残高の内容が銀行が相手借入先口の残高の金額、総額はわかっているんですけども、それがあった方がいいのではないかなという感じがするんですが。

**長尾専務理事** 銀行ごとのですね。残高に対応した、いわゆる銀行ごとの内訳ということですね。わかりました。

**出塚委員** 特に余り重要な話ではないので。

**長尾専務理事** わかりました。そういうふうなものは十分御用意ができますので、またこの次の機会でもそういうふうなものを御用意させていただきたいと思えます。

**大森委員長** これは、16年度事業年度の貸付けの規模は15年度と変わらないんですね。

**長尾専務理事** いわゆる実行ベースで申し上げますと、15年度につきましては、14億円の枠に対して約11億円でございました。ただ一応、最大枠として14億円という形で用意させていただきますが、あくまでも14億円ベースでお借りするのではなくて、資金需要との関連で借りていく格好になりますので、その辺は弾力的、効率的に借入を行ってまいりたいと思います。

**大森委員長** そうすると私どもとしては、今日お示した枠についてこれでよろしいかどうかということを決定すればよろしいわけですね。

**長尾専務理事** そうです。最大枠ということです。

**大森委員長** そういう趣旨だそうですね。よろしゅうございましょうか。よろしいと言う以外にはなさそうですね。

**長尾専務理事** これがないと商売できませんので。

**大森委員長** では、これをお認めするということに決定させていただきます。

**長尾専務理事** ありがとうございます。

**大森委員長** ありがとうございます。御苦労様でした。

**武川政策評価官** それでは、今後の予定について御説明をさせていただきたいと思います。

年内は10月ごろにもう一度全体の評価委員会が予定されております。例年、分科会から年度評価につきまして、御報告いただきますとともに独法からは次年度の概算要求の状況や、今年度の半期の業務執行状況についての御報告をいただくということになっております。また、駐留軍等労働者労務管理機構につきましては、見直しの前倒しの対象になったかどうかの結論が出ておりましたら、それにつきましても御報告されると思います。

年が明けますと、各分科会では16年度実績評価を行うための評価基準の見直しを行っていただくこととなります。また、全体の評価委員会では、例年この時期に役員の報酬等の支給基準の見直し等について御審議いただいておりますけれども、今年度につきましては、国立公文書館の中期目標期間が終了いたしますので、その評価基準をお決めいただいたり、新たな中期目標等につきましての御審議をいただきたいと思います。でございますので、毎年2月ぐらいに開いておりますが、来年の2、3月につきましては、中期目標期間の案ができ上がるということを考えますと、3月ぐらいのセットということにさせていただければというふうに今のところ考えております。

来年の夏にまいりまして、また今年と同じく年度評価を各分科会に行っていただきますとともに、全体の評価委員会の方では、国立公文書館につきまして法律上行うことになっております正式の中

期目標期間終了後の評価。更には、駐留軍等労働者労務管理機構につきましては、今年前倒しの見直し対象から外れた場合には、その後の状況にもよりますけれども、今年の公文書館のように中期目標期間の仮評価といったようなことが必要になってくる可能性もあるかというふうに思います。

日程の御説明は、以上でございます。

**大森委員長** そうすると、この国立公文書館につきましても、一応意見が出てきますけれども、意見とか見解が出てきますけれども、次期中期目標を定めるということになると。作業としては、来年の3月の段階で。委員会としては、それではその中期目標に基づいて計画をつくって、実施していただくということになるんですね。やはり切り替わるまでは、そうせざるを得ないでしょう。

こういう予定だそうでございますけれども、よろしゅうございましょうか。

最後にお手元に2月23日に開催いたしました第11回の委員会の議事録がお配りしております。お目をとおしていただきまして、修正は終了していますので、本日確定させていただいて公表に持っていきたいと思っておりますけれども、皆様方よろしゅうございましょうか。

本日は以上だと思っておりますけれども、事務方もよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。